

大網白里市空き家バンク実施要綱を次のように定める。

平成29年6月26日

大網白里市長 金 坂 昌 典

告示第89号

大網白里市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の区域内に所在する空き家の適切かつ有効な活用の推進を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市の区域内に所在する建物のうち、個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの（居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約又は同法第34条の3に規定する代理契約を締結しているものを除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利の行使により当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を申し込む所有者は、大網白里市空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）、大網白里市空き家バンク登録カード（別記第2号様式。以下「登録カード」という。）及び同意書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、大網白里市空き家バンク登録台帳（別記第4号様式。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 当該空き家の老朽化が著しいとき又は大規模な修繕が必要なとき。

(2) 所有者が暴力団員等（大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、大網白里市空き家バンク登録完了書（別記第5号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家であって、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、当該空き家の所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録台帳に登録された事項に変更があったときは、速やかに大網白里市空き家バンク登録変更届出書（別記第6号様式）に当該変更の内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家バンク登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を取り消すとともに、大網白里市空き家バンク登録取消通知書（別記第7号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当するときは通知しないものとする。

(1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 物件登録から2年を経過したとき。

(3) 当該空き家の売買又は賃貸借に係る契約締結の報告があったとき。

(4) 物件登録者から大網白里市空き家バンク登録取消依頼書（別記第8号様

式)の提出があったとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第2号に該当することにより登録を取り消されたものであっても、改めて登録の申込みをすることで、再登録することができるものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、登録カードに記載された空き家に係る情報のうち次の各号に掲げるものを除き市のホームページで公開するものとする。

(1) 所有者欄に掲げられた情報

(2) その他連絡先に掲げられた情報

(利用登録申込み等)

第8条 利用希望者は、空き家バンクを利用しようとするときは、大網白里市空き家バンク利用登録申込書(別記第9号様式)に誓約書(別記第10号様式)を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を大網白里市空き家バンク利用者台帳(別記第11号様式。以下「利用者台帳」という。)に登録し、大網白里市空き家バンク利用登録完了書(別記第12号様式)により当該申込者に通知するものとする。ただし、当該申込者が、暴力団員等又は暴力団密接関係者であるときは、登録しないものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、大網白里市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、利用者台帳に登録された事項に変更があったときは、速やかに大網白里市空き家バンク利用登録変更届出書(別記第13号様式)を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を取り消すとともに、大網白里市空き家バンク利用登録取消通

知書（別記第14号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号及び第3号に該当するときは、通知しないものとする。

(1) 利用登録者が第8条第2項各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 利用登録から2年を経過したとき。

(3) 第6条第1項第3号の規定による報告があったとき。

(4) 利用登録の取消しの申し出があったとき。

(5) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第2号に該当することにより登録を取り消されたものであっても、改めて利用登録の申込みをすることで、再登録することができるものとする。

（交渉の申込み及び通知）

第11条 登録台帳に登録された物件に係る交渉の申込みを希望する利用登録者は、大網白里市空き家バンク物件交渉申込書（別記第15号様式）に希望する物件の登録番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件の物件登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を開始し、市長にその内容を報告するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借その他の契約（以下「契約等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間でこれを解決しなければならない。

3 市長は、物件登録者と利用登録者との間における契約等が円滑に行われるよう、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と協定を締結することができる。

4 契約等に係る媒介等を希望する物件登録者は、前項の規定による協定が締結されたときは、当該協定を締結した者に媒介等を依頼することができる。

この場合において、媒介等に要する費用は、当該依頼をした物件登録者又は利用登録者が負担しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家バンク制度を利用した者は、この制度の利用により取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- （2）個人情報を適正に管理すること。
- （3）必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。